



奈良県庁文書の宮座調査資料

著者	黒田 一充
雑誌名	関西大学博物館紀要
巻	17
ページ	1-15
発行年	2011-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/5148

奈良県庁文書の宮座調査資料

黒田 一 充

一、二つの宮座調査資料

奈良県立図書館が所蔵する奈良県庁文書には、昭和前期の宮座調査資料が残っている。『昭和十一年祭祀並宮座調』と『昭和四年大和国神宮神社宮座調査』である。どちらも、当時奈良県から県内の市町村や神社に対して宮座に関するアンケート調査が行われ、その回答を綴じたものである。

『昭和十一年祭祀並宮座調』は、縦二八センチメートル、横二一センチメートルで、二つ折りにした用紙を綴じた未製本の二分冊になった資料で、一冊目の表紙には「昭和十一年 祭祀並宮座調 奈良県」、二冊目には「昭和十一年 祭祀並宮座一件」と記されている。中には質問項目が印刷された調査票に手書きで回答が記入され、書ききれない場合は、適宜罫紙などを使って回答が追加されている。

『昭和四年大和国神宮神社宮座調査』の方は、一冊だけの未製本の資料で、表紙の厚紙の大きさは縦二八センチメートル、横二〇センチメートルだが、回答用紙は共通のものではなく、それぞれ別々の罫紙や便箋などに質問と回答が手書きされている。

宮座は、主に神社の祭祀組織で、特定の家筋の人やある年齢以上の人

など一定の資格を持つ人びとによって構成され、明治初年の神仏分離や明治後期の神社合祀、戦後の農地改革や高度経済成長期などで解体されたところも多いが、今もなお近畿地方を中心に多数残っており、民俗学の祭祀研究の重要な研究テーマのひとつである。

宮座の研究が本格的に始まったのは昭和前期であり、奈良県庁文書の宮座資料のうち、昭和十一年の資料は、近畿各地の宮座を調査し、はじめて総合的な宮座の研究をした肥後和男が、その現地調査に先だって、宮座の有無を知るために調査票を配布した予備調査の回答であることがこれまでにわかっている。一方の昭和四年の資料は、なぜこの調査が行われたのかも不明だが、奈良県の宮座を考える上では、どちらも重要な資料であり、その内容を紹介したい。

二、『昭和十一年祭祀並宮座調』

『昭和十一年祭祀並宮座調』については、これまでもその内容の一部が紹介されている。『奈良県史』第十三巻・民俗（下）^①の「第三章 宮座と墓制」（中田太造執筆）に、「第二節 奈良県内宮座資料」として、この『昭和十一年祭祀並宮座調』から抜き出した奈良県の宮座のリストが

載っている。神社名と所在地、宮座の名称のほか、座の人数や入座の年齢、当屋の決め方などが、資料にもとづいてまとめられている。

このリストはその後、一部誤字の修正を行った上で、中田氏の著書に「宮座資料（抄）」として載せられたが、その出典資料については何も触れられていない。

その後、島津俊之氏が『奈良民俗通信』第一八号（奈良民俗談話会、一九九二年）に「肥後和男氏調査の大和宮座資料」として、この資料が明治大学図書館所蔵の『神社を中心とする村落生活調査報告』と一連の資料であることを紹介された。

明治大学図書館には、『神社を中心とする村落生活調査報告』と『宮座調査』という肥後和男に関わる二種類の資料が所蔵され、マイクロフィルム化もされている。

『神社を中心とする村落生活調査報告』（滋賀県八冊、京都府五冊、奈良県四冊の計一七冊）は、現地調査前の予備調査の調査票を綴じて製本したもので、『宮座資料』（滋賀県一冊、京都府五冊、大阪府四冊、奈良県六冊の計二六冊）は、予備調査をもとにして学生たちとともに現地調査を行った際の調査記録を製本したものである。

これらの資料が肥後から寄贈された経緯と資料内容の紹介については、元明治大学教授の萩原龍夫が、「『宮座資料』について」（『史料と伝承』三号、史料と伝承の会、一九八一年）と、「『宮座資料』について（続）」（『同誌』六号、一九八二年）を記している。

調査の経緯については、肥後自身が『近江に於ける宮座の研究』や『宮座の研究』^④の中で、昭和十年（一九三五）七月から十二年にかけて、滋

賀県・京都府・奈良県・大阪府・福井県・兵庫県の順に、宮座を調査したことを記している。その方法は、府県庁を通じて調査票を配布し、その回答をもとにして現地調査を行ったという。その調査票をまとめたものが、『神社を中心とする村落調査報告』である。

明治大学図書館には、肥後が寄贈した滋賀県・京都府・奈良県の三府県分だけが残っているが、近年大阪市史編纂所が所蔵する津田秀夫文庫に、大阪府の四冊と兵庫県の二冊が残っているのが見つかり、筆者を中心に翻刻作業を行って、その成果を刊行した。^⑤

『神社を中心とする村落調査報告』に残っている調査票は、二つ折りして綴じるように、用紙の右半分には神社名と社格・所在地・報告者と神職・氏子の大項目の枠、左半分に祭礼・宮座の大項目と記入上の注意の枠があり、大項目の枠内に質問項目が印刷され、空欄に回答が記入できるようにになっている。

現在見つかっている滋賀県・京都府・奈良県・兵庫県の調査票は、同じ大きさと書式を踏襲しているが、大阪府だけは、横を二倍した大きさの全く別の書式になっている。

調査票の中に印刷された質問項目は、府県によって少しずつ変えられている。特に、滋賀県の後に調査が行われた奈良県の調査票は、滋賀県の調査での不足分を補うために質問項目が増えている。^⑥

明治大学図書館に残っている『神社を中心とする村落調査報告』の奈良県の調査票が、奈良県庁文書にも残っている理由は、『昭和十一年 祭祀並宮座調査』（一）の冒頭に綴じられている回議用紙（起案書）からわかる。

昭和十年十二月二十六日起案 十二月二十七日施行

(学務部長・社寺兵事課長・課員の印)

社兵第一、九〇九号

年月日 部長

神職会郡市支部長 宛

神社祭祀並宮座調査ニ関スル件、照会

神社祭祀並宮座調査上必要ニ付、左記ニ依り別紙調査用紙ニ記入ノ上回送セシメラレ度此段及照会候也

記

- 一、官幣社以下総テノ神社ニ付調査ノコト 但シ神職欠員神社並招魂社ハ調査ノ限ニアラス
- 二、一神社ニ付正副二通提出ノコト
- 三、記入ノ上ハ当該神社ヨリ直接当庁へ提出スル様御取計相成度

昭和十年十二月二十七日付で、県社寺兵事課から「神社祭祀並宮座調査」を行ったことがこの起案書からわかるが、第一項には、調査対象は神職が欠員の神社と招魂社を除いた県内のすべての神社が対象にされたこと。第二項から、回答は二通提出が要求され、県庁での保管分と肥後へ渡された正副二セットが存在したこと。記入後は、各神社から直接県庁へ返送するよう指示が出ていたことがわかる。

明治大学図書館の資料の特徴は、郡別に回答が整理され、県ごとに表紙の色を変えて製本されているのに対し、奈良県庁文書の方は仮綴じに厚紙の表紙が付けられただけである。受領した日付順に綴じたものと思

われ、郡ごとのまとまりは一部あるが、整理はほとんどされていない。調査票の中には、奈良県の日付入りの受領印が押されているものがあり、所蔵する奈良県図書館の所在情報によると、一冊目には昭和十一年四月十日まで、二冊目には昭和十一年四月七日から五月七日までの日付の調査票が残っているという。

『宮座の研究』には、肥後は奈良県の調査は昭和十年十二月に調査票を配布し、六〇〇社分の回答を得て、翌年十一月から助手八名とともに奈良県の中央平坦部を中心に宮座調査を行ったと記されている^⑧。

奈良県庁文書の二分冊になっている回答からその内訳のリストを作成し、明治大学図書館の原本やマイクロフィルムと比較した結果、奈良県庁文書の第一冊に三六二社、第二冊に二九六社の合計六五八社の調査票が残っていることがわかった（重複が一社あるので、六五七社分）。

さらに、明治大学図書館に残っていて、奈良県庁文書にはない回答が一〇社あることもわかったが、神社名だけが記入されて、本文に回答が記入されていないほぼ白紙のものがその中に五社あり、残りも宮座の質問に対して「宮座はなし」と答えたものや空欄のものばかりである。

それぞれの資料に綴じられた調査票の枚数は、重複等を除くと次の表1のようになる。へゝ内の数字は、奈良県庁文書・明治大学図書館のそれぞれ一方にだけ残っている調査票の数である。これを見てわかるように、奈良県庁文書と明治大学図書館の調査票の大きな違いは、明治大学図書館には残っていない奈良市と添上郡の回答が、奈良県庁文書には残っていることである。

表1 『神社を中心とする村落生活調査報告』
奈良県庁文書と明治大学図書館所蔵本の回答数

	奈良県庁文書	明治大学図書館
奈良市	23 (23)	—
磯城郡	95 (7)	89 (1)
山辺郡	77 (2)	80 (5)
添上郡	93 (93)	—
生駒郡	11 (1)	10
北葛城郡	28	28
南葛城郡	9	9
宇陀郡	47	48 (1)
宇智郡	43	44 (2)
高市郡	32 (1)	31
吉野郡	199 (8)	193 (1)
計	657	532

《重複は一社として数える》

この資料の回答に含まれる宮座の数については、宮座の有無についての質問に対して、「今はなし」という回答があり、それがかつて宮座は存在したが調査時にはなくなったという意味か、昔からなかったのかのどちらか判断しにくい。それらも含めると二七〇社余りの神社に宮座があったという回答が残っている。

奈良県庁文書の資料から抜き出した『奈良県史』の宮座リストには、重複している一社を除いて二四〇社の宮座が紹介されている。一方、肥後が現地調査を行った後、『宮座の研究』の第二篇・第三章「宮座の分布」に近畿各府県の宮座分布表をまとめており、その奈良県には二七九社の神社が載っている。

この数字の違いは、『奈良県史』の宮座リストの作成時、原本から抜き

出す際に漏れた山辺郡二階堂村荒蒔・勝手神社や高市郡高取町清水谷・高生神社のような事例以外に、肥後が「今はなし」とする回答を過去には存在したとして多数採っていることや、現地調査後に見つかった事例を加えているからである。

明治大学図書館の『宮座調査』から肥後の調査地がわかるが、主として予備調査の回答の中から宮座がよく残っている神社を選び、その周辺の神社でも調査をしている。調査票の回収が悪い地域へも脚を伸ばしており、中でも生駒郡は、北倭村の高山八幡神社や伊古麻都比古神社などの調査を行い、宮座分布表に二〇社が追加されている。また、回答のない吉野郡国樺村の調査でも四社を追加している。

肥後の作成した宮座分布表は、所在地と神社名、宮座の名称だけで、具体的な組織や儀礼の様子は、『宮座の研究』の本文中で紹介されていない。ればよくわからない。また、原本と比較すると誤字もあり、大阪府や兵庫府では、回答からは祭祀組織の名称がわからないものや単に「座」と記入しているものも、分布表には「宮座」とするなど、実態とあてない可能性が高い。詳しく原本との比較をしていないが、滋賀県や京都府でもおそらく同じ問題があると思われる。

しかし、奈良県の分布表では、組織の名称を「宮座」とする神社が他府県に比べて非常に多い。奈良県も実態と離れているのかどうかについては、昭和四年の宮座調査資料を検討してみたい。

三、『昭和四年大和国神宮神社宮座調査』

『昭和四年大和国神宮神社宮座調査』については、『昭和十一年祭祀並宮座調』のように回議用紙は残っていない。しかし、この調査を行った際の県社寺兵事課からの通達が、『奈良県報』五二〇号（昭和四年三月二〇日発行）に記録されている。

昭和四年三月二〇日付 社兵第一一四六号通達

各 官幣社宮司
各 市町村長 } 宛 宮座ニ關スル調査方ノ件照會

この資料は、質問が印刷された調査票を配布したのではなく、現在残っていない質問用紙が別に取り、それに対して神社ごとか、あるいは役場がまとめて回答を野紙などに手書きで記入している。そのため、用紙も不統一であるが、いずれも質問項目を記入した後回答が書き込まれているため、質問項目は次の六項目であることがわかる。

- 一 神社ノ所在地、社格、社名
- 二 宮座ノ由来 沿革、變遷、規約又ハ之ニ關スルモノ
- 三 往古ヨリ現今ニ至ル慣行又ハ特殊ノ行事ノ詳細
- 四 氏子又ハ崇敬者ノ宮座ニ對スル權利義務
- 五 官私祭ト宮座トノ聯絡若ハ關係事項
- 六 宮座ノ財産會計ト神社經理經營上ニ寄與セル事例其他參考トナル事項

回答は基本的に、官幣社・県社・郷社の順に並べた後、村社・無格社

表2 『昭和四年大和国神宮神社宮座調査』の回答数

《同じ用紙でも二社記入されている場合は、別々に数えた》

奈良市	0
磯城郡	34
山辺郡	30
添上郡	40
生駒郡	72
北葛城郡	9
南葛城郡	14
宇陀郡	14
宇智郡	5
高市郡	16
吉野郡	12
計	246

が郡別に綴じられている。回答神社数は二四六社で、内訳は磯城郡三四社・山辺郡三〇社・添上郡四〇社・生駒郡七二社・北葛城郡九社・南葛城郡一四社・宇陀郡一四社・宇智郡五社・高市郡一六社・吉野郡一二社である。奈良県図書館の所在情報によると、昭和四年四月五日から七月五日までの日付の受領印が押された調査票がこの中に残っている。

回答が残っている神社のほとんどに宮座に関する記述があり、宮座がないと答えた神社の多くは、村役場が村内の神社の回答を続けて記入したり、まとめた一覧表に含まれている場合である。

官幣社については大和神社と談山神社だけで、春日大社や大神神社などの回答がないことや、県社・郷社もすべての回答が残っていないこと、『昭和十一年祭祀並宮座調』に比べて回答数が少ないことから、現在残る資料は、全回答の一部ではないかと思われる。あるいは、回答に宮座の記述があつたものを残したのかもしれない。

この資料と昭和十一年の資料を比べると、昭和四年の資料には回答が残っているが、十一年の資料には残っていない神社が多い。さらに、『宮

表3 『昭和四年大和国神宮神社宮座調査』（奈良県図書情報館『奈良県庁文書』）

No.	郡	市町村・大字	神社名	現市町村	宮座の記述
1	山辺郡	朝和村新泉	大和	桜井市	往古社家の家筋→明治改正【維新】：新泉(10名)・岸田(34名)・成願寺(13名)・中山(5名)・萱生(5名)・三味田(23名)・佐保庄(9人)・兵庫(12名)・長柄(18名)→成願寺・佐保庄・長柄以外は、村座或は平座(住民全部が交替)になる。中山(明治初年)・萱生(明治初年)・兵庫(明治8年)・新泉(明治14、5年)・三味田(明治17、8年)・岸田(明治44年、岸田と岩懸が合併)。佐保庄(14名)・長柄(従来座筋以外に大正14年から地租納税多額者より年々選定、40人)・成願寺(21名)
2	磯城郡	多武峰村多武峰	談山	桜井市	嘉吉祭、旧五家で當番
3	南葛城郡	南葛城村鳴神	高鴨	御所市	宮座(8座→9座)。上頭座(19名)・諸頭座(10名)・戌亥座(4名)・實(巳)の出座(8名)・富田座(6名)・上頭座にも加入)・古婁座(3名)・彌榮座(7名)・垣内座(6名)・5名は上頭座にも加入)・實壽毛登座(4名)
4	宇陀郡	榛原町下井足	宇太水分	宇陀市	宮座(頭屋座；20戸内外)、明治30年に三十八神社(上井足区)の宮座が分離
5	吉野郡	川上村井光	井光	川上村	宮座。傳衆座・役座(昔は庄屋・百姓代→区長)・北座・西座(西座は他村から移住した者だが、座頭は以前巫の職を務めたものの系統)
6	宇陀郡	榛原町萩原	墨坂	宇陀市	六社権現宮座(1座→2座；敬神講と神樂講)
7	磯城郡	多村多	多坐弥志理都比古	田原本町	左座・右座
8	生駒郡	南生駒村壱分	往馬坐伊古麻都比古	生駒市	下郷：壱分座・下大座・峠座・六ツ座(小瀬・小平尾にそれぞれ西座・中座・東座)、上郷：上大座(坤座[有里・大門・鬼取]・巽座[西畑・小倉寺]・乾座[菜畑]・艮座[菜畑])・北方座[小明・辻・山崎・谷田]
9	山辺郡	都介野村友田	都祁水分	宇陀市	宮座は全廃、もとは8ヶ村にあった
10	磯城郡	川東村蔵堂	村屋坐弥富都比賣	田原本町	森講・網切講(祭りに奉幣)・朔日講・綱掛講(綱掛け)・明神講・敬神講(地方系敬神講・大阪敬神講)・スコンド(ソコンド・ソード)講
11	生駒郡	矢田村矢田	矢田坐久志玉比古	大和郡山市	東座(一老・二老)・西座(一老・二老)・丸尾座(往古は一老・二老、現在なし)・新村座(字新村の八幡神社が明治43年に合祀)・敬神座(明治5年、廻り当座)
12	添上郡	大柳生村大柳生	夜支布山口	奈良市	年寄上八人衆・二十人衆・座衆。15歳で入座(宵宮に入座、座順は父親の年齢順)
13	生駒郡	郡山町柳	郡山八幡	大和郡山市	宮座なし
14	磯城郡	初瀬町初瀬	與喜天満	桜井市	頭屋
15	宇陀郡	御杖村神末	御杖	御杖村	宮座。東町・西町・中村・上村の4組に當人→7組(敷津を加え、明治6年から)、東座が上座
16	高市郡	高取町下子島	小島	高取町	宮座なし。上子島神社と1枚の回答
17	高市郡	高取町上子島	上子島	高取町	古宮講(7名)。当家、小判の餅、九曜の餅(薄板に9個の小餅)
18	高市郡	高取町觀覺寺	高皇産靈	高取町	左り座(7名)・九人講(9名→7名)・大講(16名)・宮講(18名、新講または真講：3年前から発足したのと、昔、真講があったのが復活したため)
19	北葛城郡	王寺村王寺	片岡	王寺町	宮座。年長5名を中心
20	吉野郡	龍門村河原屋	大名持	吉野町	宮座。壺方(クジャ株)と平方、明治初年に区別を廃止。往古は壺方以外は玉垣内へ入れず
21	吉野郡	下北山村池峯	池	下北山村	宮座(8大字に8組：上池原・下池原・池峯・寺垣内・浦向・佐田・上桑原・下桑原)
22	吉野郡	十津川村玉置川	玉置	十津川村	【宮座の記載なし】
23	添上郡	大安寺村東九条(辰市村)	八幡	奈良市	十二人衆(左座・右座)。年長者から一薦・二薦
24	添上郡	帯解町今市	春日	奈良市	宮座(25戸)。當屋祭は、男児出生順に當屋を勤める
25	添上郡	帯解町柴屋	八阪	奈良市	座中(15戸)。當屋祭、座中内の6戸が順に當屋を勤める
26	添上郡	帯解町山	八阪	奈良市	座(土着の者→明治8、9年から全員)。當屋祭では、男児が生まれた家全てが當屋。その中で早く出生した家が親當屋

27	添上郡	帯解町山	御霊	奈良市	座(土着の者のみ)。長老6名。当屋祭は、男児のある家順に当屋をつとめる
28	添上郡	帯解町窪之庄	八阪	奈良市	座元(5戸→明治10年ごろ全戸に)。当屋祭は、男児のある家順に当屋を勤める
29	添上郡	帯解町田中	八王子	奈良市	宮座は不詳。大字全部が座中。当屋祭は、その年に男児が生まれた家が座元となり、親當屋の家の男児が稚児となる
30	添上郡	帯解町池田	熊野	奈良市	宮座(10戸→11戸)・新宮座。当屋は男児のある家順
31	添上郡	東山村別所	金刀比羅	山添村	大字に住居する氏子の17歳以上。氏子の最年長者が神主、次の年長者2名と神事などを行う。年長者から順に4名ずつ當人となる
32	添上郡	東山村水間	八幡	山添村	年番3名で事務などを行う。前年8月からその年7月までに男子が出生した家6戸が當人。不足の場合は女子出産の者で補充する
33	添上郡	東山村室津	戸隠	山添村	年番者6名。祭りで神歌を唱う
34	添上郡	東山村松尾	遠瀛	山添村	祭りで氏子が円座になる
35	添上郡	東山村の野	八幡	山添村	輪番で白酒を造った
36	添上郡	東山村峰寺	六所	山添村	神祭は、松尾・的野・峰寺の3地区交代で渡御を行う。最初に男児が出生した時は、父子は正装で参加する。2/21 射初座
37	添上郡	東山村桐山	戸隠	山添村	オトナ座(一老～四老)・普通座。豊田楽の式。
38	添上郡	東山村北野	天	山添村	烏帽子座・非主座。四分と六分の割合。烏帽子座に豊田楽の式
39	添上郡	治道村横田	和爾下	大和郡山市	宮座はなし
40	添上郡	治道村横田	八幡	大和郡山市	當家座中(37戸)。當家(4名→2名)
41	添上郡	治道村横田	杵築	大和郡山市	宮座(11戸)。9/21 兄當家、10/1 弟當家
42	添上郡	治道村櫟枝	八幡	大和郡山市	宮座なし
43	添上郡	治道村石川	八阪	大和郡山市	本座・平座
44	添上郡	治道村白土	白阪	大和郡山市	宮座(全戸)
45	添上郡	治道村発志院	八王子	大和郡山市	宮座(2組、座筋とそうでない組)
46	添上郡	治道村伊豆七條	子守	大和郡山市	【宮座の記載なし】
47	添上郡	治道村新庄	素盞鳴	大和郡山市	宮座は新庄一円
48	添上郡	治道村新庄	銚立	大和郡山市	宮座は銚立一円
49	添上郡	治道村番條	熊野	大和郡山市	【宮座の記載なし】
50	添上郡	東里村鳴川	春日	奈良市	座。宮守(座の長老)、男性17歳で加入
51	添上郡	東里村北	戸隠	奈良市	大座・今座・新座
52	添上郡	東里村中川	三社	奈良市	中川宮座、男性15歳以上が加入。入座の新しい者15人が當屋、一番若い人が當屋頭
53	添上郡	大柳生村大柳生	夜支布山口	奈良市	年寄上八人衆・二十人衆・座衆、5月選出、15歳以上。八人衆が全権をもつ
54	添上郡	平和村下三橋	風	大和郡山市	宮座。すべて同じ姓の長老10人、當屋少年4名
55	添上郡	平和村稗田	賣田(太)	大和郡山市	宮座(古くは、古座・新座)、江戸時代は3家
56	添上郡	平和村若槻	天満	大和郡山市	宮座(本座・平座の区別なし)。最年長者が神社の仕事
57	添上郡	平和村大江	大將軍	大和郡山市	左座・右座。10/1 朔日座・10/5 五日座(竜田川へ)・10/14宵宮座
58	添上郡	平和村番匠田中	須佐之男	大和郡山市	宮座、男子3歳で入座
59	添上郡	平和村井戸野	八幡	大和郡山市	左座・右座。左座一老が庶務
60	添上郡	平和村美濃庄	大將軍	大和郡山市	【宮座の記載なし】
61	添上郡	平和村上三橋	須佐之男	大和郡山市	當屋座(6戸)・天満當屋座(15、6軒)・宵宮座(その他)
62	生駒郡	平端村八條	菅田	大和郡山市	御供・本當家・平當家
63	生駒郡	平端村宮堂	八王子	大和郡山市	本當家・平當家
64	生駒郡	平端村額田部	推古	大和郡山市	氏子内の戸主の年長者2名が當家
65	生駒郡	平端村長安寺	巖島	大和郡山市	旧氏子戸主15歳以上が祭典に参列
66	生駒郡	平端村柏木	杵築	大和郡山市	宮座。年長者から順に當家
67	生駒郡	平端村西	戎子	大和郡山市	氏子戸主の年長者から順に當家
68	生駒郡	田原村長谷	日吉	大和郡山市	座人(28戸)とヒラ人(14戸)、一老神主と以下の5人を六人衆。當番2名(元は3名)、15歳以上の男子が加入

69	生駒郡	田原村和田	天	大和郡山市	【宮座の記載なし】
70	生駒郡	田原村須山	春日	大和郡山市	もと古座と新座(明治30年ごろまで、現在なし)
71	生駒郡	田原村袖ノ川	春日	大和郡山市	宮座(下袖ノ川9人、上袖ノ川9人)
72	生駒郡	田原村中之庄	天	大和郡山市	【宮座の記載なし】
73	生駒郡	郡山町新木	新城	大和郡山市	宮座(20戸中15戸)、年長4人を一老。男17歳以上が加入
74	生駒郡	矢田村山田	杵築	大和郡山市	左座・右座→明治12年一般氏子を座衆にする
75	生駒郡	矢田村外川	八幡	大和郡山市	八人衆(8戸)→全戸(20戸)。15歳で入座、かつては八人衆が一般座衆の上位にあった
76	生駒郡	筒井村筒井	管田比賣	大和郡山市	宮座(12戸)、兄當屋と弟當屋。15歳以上の男
77	生駒郡	筒井村筒井	八幡	大和郡山市	宮座(9戸)、兄弟2戸の當屋。15歳以上
78	生駒郡	筒井村丹後庄	八雲	大和郡山市	宮座(30戸)、2組に分け、年番當屋1戸をそれぞれ出す→明治30年全員にし、年長10人を十人衆とする
79	生駒郡	筒井村杉	八幡	大和郡山市	座筋(10戸→6戸)。兄弟2戸の當屋
80	生駒郡	筒井村本庄	八幡	大和郡山市	座筋(8戸)、兄弟當屋
81	生駒郡	筒井村弓井	八幡	大和郡山市	四人衆(年長者)、兄弟當屋。男性全員が加入、男子出生時に玄米2升を座に納める
82	生駒郡	北倭村高山	天満	生駒市	西座・中座・東座→明治初年廃止、明治20年から敬神社
83	生駒郡	北倭村鹿畑	素盞鳴	生駒市	東座・西座→5座(東座が3、西座2)
84	生駒郡	北倭村上	伊弉諾	生駒市	宮座、座頭(年長の者)、宮座の建物あり
85	生駒郡	北倭村上	天忍穂	生駒市	【宮座の記載なし】
86	生駒郡	北倭村上	一言主	生駒市	【宮座の記載なし】
87	生駒郡	北倭村南田原	住吉	生駒市	東座・西座・南座・北座(南田原)、南座・北座(北田原)→明治中頃以降、廃止や合同で、南田原の東座・西座のみ
88	生駒郡	本多村椎木	杵築	大和郡山市	宮座・十人衆(延享年間は33戸、男子の家督相続人のみ→2男以下、分家も可→53戸)
89	生駒郡	本多村池沢	春日	大和郡山市	新座・古座→明治12年開放、一老。当家2名
90	生駒郡	本多村今国府	杵築	大和郡山市	右座・左座→明治初年に区別なし。當屋4戸。10/8御拝築(門口に杉葉の祠、芝の台)、御湯神樂、10/10例祭。
91	生駒郡	本多村馬司	杵築	大和郡山市	十人衆(村に出生した者に限定→大正11年から年長者10人に)
92	生駒郡	本多村椎木	杵築	大和郡山市	十人衆(年長10人)、當家2名
93	生駒郡	富郷村高安	天満	斑鳩町	宮座。一老～六老、50戸中30戸
94	生駒郡	富郷村幸前	幸前	斑鳩町	宮座。一老～三老、22戸全部
95	生駒郡	富郷村阿波	阿波	斑鳩町	宮座。一老～三老、17戸全部
96	生駒郡	富郷村阿波	巖島	斑鳩町	宮座。一老～三老、30戸全部
97	生駒郡	富郷村三井	三井	斑鳩町	宮座。一老～三老、30戸全部
98	生駒郡	富郷村岡本	菅原	斑鳩町	宮座。一老～三老、17戸全部
99	生駒郡	都跡村七條	天満	奈良市	良座・巽座・坤座・乾座
100	生駒郡	都跡村西ノ京	養天満	奈良市	西ノ京に3座、五条に2座
101	生駒郡	都跡村尼辻北野	北野天満	奈良市	當屋(14戸が輪番)。天神講(2/25)、一升餅座(3/1)
102	生駒郡	都跡村佐紀	釣殿	奈良市	六人衆
103	生駒郡	都跡村南新	皇太	奈良市	六人衆、5/上旬に宮座。15歳以上の男子全員が加入
104	生駒郡	都跡村尼辻乙	天	奈良市	宮座、6/5米と新麦の草粽を献饌
105	生駒郡	平群村樺原	生駒山口	平群町	座(2座)、當座は2座からそれぞれ輪番で10人ずつ出し、その中から一人を抽籤する。選ばれた2人の年長者を兄頭左座、もうひとりを弟頭右座と呼ぶ
106	生駒郡	平群村福貴畑	杵築	平群町	宮座、年2回座小屋に籠もる
107	生駒郡	平群村椿井	春日	平群町	【宮座の記載なし】
108	生駒郡	平群村久安寺	素盞鳴	平群町	座(8人)
109	生駒郡	片桐村小泉	小泉	大和郡山市	大宮座、世話人7名が輪番
110	生駒郡	片桐村小林	杵築	大和郡山市	左座・右座。15歳以上が加入、翁舞奉納
111	生駒郡	片桐村西	八幡	大和郡山市	十人衆(年長10人)
112	生駒郡	片桐村南井	大	大和郡山市	座
113	生駒郡	片桐村豊浦	八幡	大和郡山市	朝座
114	生駒郡	片桐村小南	小南	大和郡山市	左八幡座、右天皇座。一老・二老
115	生駒郡	片桐村田中	甲斐	大和郡山市	座。明治43年以降は、区長以下年順に着座して直会式のみ

116	生駒郡	片桐村満願寺	古田	大和郡山市	左座・右座。一老～四老
117	生駒郡	三郷村勢野	八幡	三郷町	宮座講(36戸・96名)、一老～十老
118	生駒郡	三郷村勢野秋留	八幡	三郷町	宮座講(45戸・94名)
119	生駒郡	三郷村南畑	素盞鳴	三郷町	宮座(28戸)
120	生駒郡	安堵村東跡	飽波	安堵町	かつてあったが、現在なし
121	生駒郡	安堵村岡崎	子守	安堵町	かつてあったが、現在なし
122	生駒郡	安堵村東跡	天ツ	安堵町	かつてあったが、現在なし
123	生駒郡	安堵村東跡	廣峰	安堵町	宮座(10戸)、甘酒をつくる
124	生駒郡	安堵村笠目	御霊	安堵町	吉田座・敬神座・南座
125	生駒郡	安堵村窪田	杵築	安堵町	宮座なし
126	生駒郡	安堵村窪田	八王子	安堵町	宮座、一老・二老、一～三の当座
127	生駒郡	安堵村窪田	下杵築	安堵町	宮座(明治8年まで)
128	生駒郡	富雄村中	葛上	奈良市	十五人衆・左近座(25戸、神主と刀称を出す)・平座
129	生駒郡	富雄村石木	登弥	奈良市	本座(4組)・平座(1組)→本座(5組)。各座とも七人衆
130	生駒郡	富雄村三碓	添御縣坐	奈良市	宮座(3戸・井司家のみ)
131	山辺郡	都介野村友田	都祁水分	奈良市	旧敬神講(7人→17人)・新敬神講
132	山辺郡	都介野村白石	国津	奈良市	旧宮座(18戸)・新宮座(大正11年～)
133	山辺郡	都介野村針	春日	奈良市	本座・左座、幣主(1年間分霊を奉祀)
134	山辺郡	都介野村小山西	山口	奈良市	宮座なし
135	山辺郡	都介野村蘭生	葛	奈良市	宮座なし
136	山辺郡	都介野村南之庄	国津	奈良市	宮座なし
137	山辺郡	都介野村甲岡	国津	奈良市	宮座なし
138	山辺郡	都介野村吐山	下部	奈良市	宮本筋(20数軒)、燈明田あり(明治39年廃止)
139	山辺郡	二階堂村合場	三十八	天理市	宮座(31戸)
140	山辺郡	二階堂村備前	天皇	天理市	宮座(11戸)
141	山辺郡	二階堂村南六條	三十八	天理市	宮座(座筋→明治23年開放)
142	山辺郡	東里村小原	八幡	奈良市	秋祭本座(10/19)・夏祭座(7/15)・権現座(旧11/15)・亥の子座(旧11/初亥)
143	山辺郡	東里村染田	春日	奈良市	本座(秋の例祭)、夏神楽座(7/11)
144	山辺郡	東里村多田	九頭	奈良市	本座(10/17)、夏神楽座(7/10)
145	山辺郡	東里村無山	九頭	奈良市	本座(10/25)、夏神楽座(7/10)
146	山辺郡	豊原村三ヶ谷	八柱	山添村	座拝、當屋(4戸)
147	山辺郡	豊原村勝原	八柱	山添村	座、一老～八老
148	山辺郡	豊原村岩屋	八柱	山添村	宮座、17歳以上
149	山辺郡	豊原村毛原	八阪	山添村	當屋(4戸ずつ)
150	山辺郡	豊原村切幡	神明	山添村	大字を二つに分け、上出・下出から宮守を出す
151	山辺郡	豊原村助合	八王子	山添村	座
152	山辺郡	豊原村箕輪	三柱	山添村	【宮座の記載なし】
153	山辺郡	豊原村大塩	八柱	山添村	【宮座の記載なし】
154	山辺郡	針ヶ別所村下深川	春日	奈良市	長十座(春日講)・中座(左座・右座)
155	山辺郡	織田村箆中	国津	奈良市	左座・右座・中座→左座・右座。十人衆(60歳以上)
156	磯城郡	川東村阪手並方	八阪	田原本町	旧講・新講・中講→合併
157	磯城郡	川東村蔵堂	須佐之男	田原本町	宮座なし
158	磯城郡	初瀬町柳	大己貴	桜井市	【宮座の記載なし】
159	磯城郡	初瀬町吉隠	春日	桜井市	宵宮座(10/9)
160	磯城郡	初瀬町吉隠	天満	桜井市	宵宮座(10/9)
161	磯城郡	初瀬町角柄	高竈	桜井市	宮座。大字の上中下から頭屋、受持頭屋(2/15)
162	磯城郡	初瀬町初瀬	素盞雄	桜井市	宮座。宮座神繩掛祭(旧1/13)
163	磯城郡	初瀬町木小路	白髭	桜井市	【宮座の記載なし】
164	磯城郡	初瀬町出雲	十二柱	桜井市	【宮座の記載なし】
165	磯城郡	初瀬町白河	乗田	桜井市	宮座、當屋
166	磯城郡	城島村栗殿	大神	桜井市	東栗殿・西栗殿に各組の宮講
167	磯城郡	城島村外山	宗像	桜井市	宮座(2組)。當屋(年長者から順番)
168	磯城郡	城島村赤尾	忍阪山口	桜井市	明神座講

169	磯城郡	城島村忍阪	忍阪坐生根	桜井市	座、網掛(1/7)
170	磯城郡	朝倉村黒崎	白山比咩	桜井市	宮座、7区からそれぞれ頭屋
171	磯城郡	朝倉村脇本	春日	桜井市	宮座・頭人衆(氏子一同)
172	磯城郡	朝倉村笠間	櫻實	桜井市	宮座(江戸時代には少人数の座→明治初年全戸へ、3組)
173	磯城郡	朝倉村安田	談山	桜井市	宮座
174	磯城郡	朝倉村竜谷	三輪	桜井市	頭家講(明治初年全戸に)
175	磯城郡	朝倉村岩坂	十二	桜井市	宮座
176	磯城郡	朝倉村狛	稲荷	桜井市	宮座、頭家
177	磯城郡	多村多	皇子命	田原本町	宮座(2座)、本當家・後當家・算用當家
178	磯城郡	多村多	姫皇子命	田原本町	宮座講(観音堂の講員、観音講と同一)
179	磯城郡	多村豊田	八阪	田原本町	新座・古座
180	磯城郡	多村千代西方	春日	田原本町	綱切講
181	磯城郡	上之郷村小夫嵩方	天照皇大	桜井市	宮座、宮當屋座(頭屋)
182	磯城郡	上之郷村小夫	天	桜井市	宮座。御田祭の当屋と例祭の当屋。2/8(旧1/8)と12/8(旧12/8)神繩掛祭
183	磯城郡	上之郷村滝倉	滝倉	桜井市	宮座中間12人(六坊から6人と下6人、他頭人は地僧)、1/1頭人交代
184	磯城郡	上之郷村三谷	菅原	桜井市	宮座。春季祭に山ノ口座(木製の農具をつくり、縄につけ、西流の川にかける)、秋季祭は山の道具を吊していたが、絶える
185	磯城郡	上之郷村笠	天満	桜井市	東座・西座(各座とも6組に分かれ、12の宮座)。座中から長老一人が宮本
186	宇陀郡	内牧村檜牧	御井	宇陀市	新當(二十八日座・旧8/28)と旧當(朔日座・旧9/1)
187	宇陀郡	榛原町額井	十八	宇陀市	宮座、初祈禱(旧正/12)
188	宇陀郡	榛原町山辺	篠畑	宇陀市	宮座、初祈禱(旧1/8)
189	宇陀郡	榛原町山辺	葛	宇陀市	宮座(当家株→全戸へ)、初祈禱(旧1/8)
190	宇陀郡	榛原町長峯	天満	宇陀市	宮座、初祈禱(旧1/5)、当家なし
191	宇陀郡	榛原町福地	棕下	宇陀市	古頭・新頭・敬神講。初祈禱(旧1/6)、10/1朔日座
192	宇陀郡	榛原町戒場	戒場	宇陀市	宮座。初祈禱(旧1/8)、当家なし
193	宇陀郡	榛原町足立	八阪	宇陀市	座、当家なし
194	宇陀郡	榛原町上井足	三十八	宇陀市	宮座
195	宇陀郡	神戸村平尾	水分	宇陀市	【回答用紙なし、御田植祭行事歌のみ添付】
196	宇陀郡	神戸村野依	白山	宇陀市	【回答用紙なし、御田植祭行事歌のみ添付】
197	高市郡	阪合村佐田	春日	明日香村	宮座(2座)
198	高市郡	阪合村森	素盞鳴命	明日香村	宮座
199	高市郡	阪合村御園	天	明日香村	宮座
200	高市郡	阪合村松前	於美阿志	明日香村	大講・新講
201	高市郡	阪合村上平田	八阪	明日香村	大宮講と春日講
202	高市郡	阪合村平田	八阪	明日香村	宮座として三講あり
203	高市郡	阪合村真弓	櫛玉命	明日香村	大宮座(産講)・小宮座(窪方と真弓)
204	高市郡	畝傍町四分	鷲栖	橿原市	大字四分の古座・新座(新大正講)、大字縄手の古座・新座
205	高市郡	畝傍町五條野	春日	橿原市	宮座
206	高市郡	畝傍町五條野	素盞鳴命	橿原市	宮講(もとは13名)→宮座、敬神会
207	高市郡	畝傍町五條野	馬立伊勢部田中	橿原市	和田宮講
208	高市郡	畝傍町五條野	大歳	橿原市	東宮講・西宮講・南宮講・北宮講(北宮講はなくなる)
209	高市郡	畝傍町五條野	八咫鳥	橿原市	宮座、燈灯講(男性16~30歳)
210	北葛城郡	新庄町疋田	調田坐一言	葛城市	宮講(10人)
211	北葛城郡	下田村下田	鹿嶋	香芝市	座衆・拾人衆(長老10人)・敬鎮講
212	北葛城郡	下田村逢坂	大阪山口	香芝市	宮座(25人)・長老10人を本座、他は若座
213	北葛城郡	下田村北今市	戎	香芝市	十人衆(男性のうち長老10人)・敬神講
214	北葛城郡	下田村五ヶ所	厳島	香芝市	宮座(数人が加入→全戸が加入)
215	北葛城郡	下田村下田	山崎	香芝市	五人衆(長老5人、一老~五老)・敬鎮講。旧1/26に座
216	北葛城郡	下田村下田	春日	香芝市	十人衆・敬鎮講
217	北葛城郡	下田村狐井	杵築	香芝市	十人衆・敬神座

218	南葛城郡	葛城村南郷	住吉	御所市	宮座講(南郷一円)
219	南葛城郡	葛城村井戸	高木	御所市	井戸宮座講(旧座[8人]・新座[10人])
220	南葛城郡	葛城村東持田	葛城御歳	御所市	持田宮座講(7人)
221	南葛城郡	掖上村茅原	熊野	御所市	宮講(15名)
222	南葛城郡	掖上村東寺田	八幡	御所市	座講員(19人)
223	南葛城郡	掖上村原谷	国見	御所市	柏原上方大講旧座・柏原上方新座(12人)。座講(旧9/8)
224	南葛城郡	掖上村柏原	神武天皇	御所市	柏原北方旧座(26戸)・北方新座(20戸:約10年前に発足)・柏原中方[旧座](26戸:約50年前)・柏原中方[新座](9名→8名:明治39年)
225	南葛城郡	掖上村玉手	孝安	御所市	宮講(5名)【春日社と同じ調査票で、どちらの宮講かは不明】
226	南葛城郡	掖上村玉手	春日	御所市	宮講(5名)【孝安社と同じ調査票で、どちらの宮講かは不明】
227	南葛城郡	葛城村茅原	熊野	御所市	宮講
228	南葛城郡	大正村櫛羅	鴨山口	御所市	【宮座の記載なし】。汁粉祭(1/6、醴酪を醸し神前に供す)、御田植祭
229	南葛城郡	大正村榎原	駒形大重	御所市	宮座講、3人の当座
230	南葛城郡	秋津村蛇穴	野口	御所市	座講祭(5/5)、薬の大蛇、わかめ汁の神饌
231	宇智郡	大阿太村東阿田	八幡	五條市	宮座(10/1)
232	宇智郡	北宇智村住川	龍智	五條市	宮座(19名)
233	宇智郡	北宇智村小和	御霊	五條市	宮座
234	宇智郡	北宇智村西阿田	多賀	五條市	宮座なし
235	宇智郡	北宇智村久留野	御霊	五條市	全戸から3戸を抽籤し、本当座と相当座2戸を選ぶ。朔日座(10/1)、二十日座(10/20)
236	吉野郡	吉野町六田	丹生	吉野町	衆分社(十三人衆)・九日講・敬神講。3/8 二月座、十三人衆の下に、見習14人
237	吉野郡	吉野町丹治	吉野水分	吉野町	古座・新座(明治30年から)。宮守は古座5～6名と新座3名
238	吉野郡	中龍門村柳	國造	吉野町	宮座は明治20年ごろなくなる
239	吉野郡	中龍門村色生	天照靈	吉野町	宮座は明治20年ごろなくなる
240	吉野郡	中龍門村三茶屋	久須斯	吉野町	宮座は明治20年ごろなくなる
241	吉野郡	中龍門村小名	牟遲	吉野町	宮座。全戸から2名を當家に選ぶ
242	吉野郡	中龍門村番東	八幡	吉野町	宮座は明治20年ごろなくなる
243	吉野郡	大淀町増口	水分	大淀町	大字上市宮座(12人)・増口宮座(最年長者が当番神主)
244	山辺郡	丹波市町丹波市	市座	天理市	宮座(明治初年に廃止)
245	山辺郡	丹波市町勾田	春日	天理市	宮座
246	山辺郡	丹波市町川原城	神明	天理市	宮座

当屋・當家などの記載は、原本の記述に従った。【宮座の記載なし】など、【 】は補った部分である。

座の研究』の宮座分布表とも合致しない神社が多いことから、おそらく肥後はこの資料を見ていなかった可能性が強い。

これまで、この昭和四年の宮座調査資料の宮座リストが紹介されたことはなかったと思われるため、大部になるが、表3としてまとめてみた。表の作成に際しては、同一用紙に二社以上の回答が記されていたり、役場で一連の用紙に複数の神社の回答を記していたりする場合があるが、それぞれの神社別にして、通し番号を振っている。

宮座の組織について肥後和男は、特定の家筋などに限定された特権的な集団を株座と呼び、その限定がなくなり、氏子全体によって構成されるようになったものを村座と呼んだ。そして、株座が村座に変化していったことを指摘し、そのどちらの場合も宮座であると定義した。それに対して、戦後の宮座研究では、この肥後の定義が正しいものかどうかを各地の現地調査をもとにして論じられた。株座だけを宮座と見る説、村座を宮座と見る説、もともと村人全員で祭祀を行っていたものが、特定の間人だけが祭祀を独占するようになったという説、もっと広く、一定の決められた資格を有するものが神仏の前に一座して祭祀を行う組織だとする説など、さまざまな考えが示されている。

『昭和四年大和国神宮神社宮座調査』を見て考えられることは、大和神社（1番）をはじめとして、特定の人びとによって神社の祭祀が行われていた状態が、明治初年から大正にかけて村人全体に広げられていった様子がうかがえる。その形態としては、同じ座の中で開放された場合、本座と平座のように二つの座に格差があったものがなくなった場合、従来座以外に新しい座がつけられた場合などがあつた。

肥後のいう株座が村座へ変化している様子が見えてくるのだが、祭祀が氏子全体に開放された後の組織の呼称についてこまかく回答の記述を見ていくと、添上郡治道村新庄の素盞鳴神社（47番）や鉾立神社（48番）では、宮座はそれぞれの地区一円で組織されるとして宮座の語が使われ、帯解町山の八阪神社（26番）では、明治八、九年に土着の者から全戸に開放されたが、まだ座と記入している。

その一方で、帯解町田中の八王子神社（29番）では、「宮座は不詳。大字全部が座中」と答えており、同郡東山村の金刀比羅神社（31番）は一七歳以上の氏子で構成されている記述があり、八幡神社（32番）では當人の記述があるが、どちらも宮座とは記されていない。座あるいは座中は氏子全戸になっても使われているが、宮座とは呼ばなくなっている。

磯城郡朝倉村竜谷の三輪神社（174番）では、明治初年に全戸で組織が構成されるようになったが、頭家講となつている。また、宮座講や敬神講など、講という語が付くところが多い。敬神講は、信者の集団として地元の氏子地区に住む人以外でも参加できるとする神社も多いように、講は特定の構成員にこだわらず、加入の資格も緩やかになり、親睦の意味合いが強くなった組織である。宮座講についても、宮座は特定の家筋などで組織された祭祀集団なのに対し、宮座講は全戸に開放されるようになって使われるようになったのであろう。⁹⁾

四、宮座研究史の上での位置付け

この昭和四年の宮座調査がなぜ行われたかは、はっきりしていない。

そこで、この前後の時期の宮座研究や神社の調査について見てみたい。

宮座の研究は、中世の商工業者の組織である座の研究と関連して行われていた。宮座を主として取り上げたのは、大正時代の中山太郎¹⁰⁾からで、その後、昭和になって平泉澄、豊田武¹¹⁾なども宮座を研究対象にしたが、多くは文献資料や地誌類を分析の材料にしていた。文献資料以外に、現地調査の成果も加えた研究は、中川政治からである。昭和二年（一九二七）に発表された中川の論稿には、生駒郡の高山八幡社など奈良県の神社も取り上げられており、時期としては奈良県の昭和四年の宮座調査に一番近い研究だが、関係があったかどうかは不明である。

宮座が民俗学の調査対象として取り上げられるのは、もう少し後である。柳田國男を中心とする民間伝承の会は、のちに『山村生活の研究』¹²⁾（一九三七年）としてまとめられた山村調査を、昭和九年（一九三四）から三年間行った。この調査では統一の質問項目がつけられたが、当初からその中に頭屋制の項目はあったが、宮座が調査項目に加わるのは、一年の調査からである。¹³⁾前年の昭和十年度の中間報告に関敬吾が宮座のことを記していることが直接の理由だが、肥後和男の調査が始まっており、その影響もあったと思われる。

奈良県内の祭祀調査報告として著名な辻本好孝の『和州祭祀記』（一九四四年）は、雑誌『磯城』の連載をまとめたものだが、その連載が始まったのも昭和十三年からであり、肥後の調査の後になる。

神社の神事の調査については、大阪府で昭和五年（一九三〇）に『大阪府官幣社現行特殊慣行神事』¹⁴⁾、昭和九年（一九三四）に『大阪府郷社現行特殊慣行神事』¹⁵⁾が発行されて、府内の官幣社と郷社の神事をまとめて

おり、その間に『大阪府神社史資料』¹⁶⁾（一九三三年）もまとめられている。兵庫県でも、昭和十一年四月の時点で、『兵庫県神社誌』¹⁷⁾の調査が行われた。

このように、昭和前期は、神社やそこの神事についての調査と報告が盛んに行われており、奈良県でも同様の調査が行われても不思議ではないが、神社全般の調査ではなく、わざわざ宮座の調査に限定していることが非常に特殊である。それだけ宮座は奈良県内の神社の祭祀組織にとって普遍的な存在であり、そこでの祭りを把握しようとしたのだと思われる。しかしながら、結局この調査の成果はまとめられず、昭和十一年の肥後和男の調査でも活用されなかつたようだが、この昭和四年の資料は、宮座の研究史でも初期の調査報告として位置付けることができる。その内容は、江戸時代の宮座の祭祀とその後の変化の様子を記しており、非常に貴重な資料である。

さらに、この資料を通じてわかることは、宮座という語が祭祀組織を指すことを、当時の奈良県の人びとは理解していたことである。

これまで、本稿では宮座という語を使ってきたが、実際に近畿地方全体を見ると、神社の祭祀組織を宮座と呼ぶところは少ない。宮座は民俗学の学術用語であり、必ずしも地元で宮座と呼んでいなくても、神社の拝殿や寺の御堂などに袴や羽織・袴などを着た氏子の人びとが集まって祭りを行う場合、そこに座すために一定の資格が決められている祭祀組織を総称して宮座と表現しているのである。

したがって、単に座と呼ぶところや、近江を中心に見られるオコナイも宮座の概念に含まれている。肥後和男が『宮座の研究』に載せた近畿

地方の宮座分布表に兵庫県の宮座が少ないのは、宮座の有無の質問に対して「宮座はない」という回答が多かったためであるが、実際には兵庫県ではオトウ（御當）という祭祀組織があり、これは宮座に含まれる。

しかし、大和（奈良県）においては、近世以前から宮座という呼び名が一般に定着していた。だからこそ、宮座の研究が本格化する前の昭和四年の時点で奈良県が宮座調査を行っても、多くの回答が返送されたのである。本来宮座は、大和とその周辺地域の神社の祭祀組織を指す言葉だといっても過言ではなさそうである。

さらに肥後和男は、株座と村座をその構成員が限定されるかどうかの違いで区分し、どちらも宮座に含まれると考えたが、昭和四年当時の奈良県の人びとは、家筋など特定の人びとだけで祭祀が行われている場合だけが、その祭祀組織を宮座と呼び、氏子全戸になった場合は宮座ではなくなったと意識していたようである。肥後は、氏子全体に開放されたものを村座と呼んだが、昭和四年の宮座調査資料に村座と記入されているのは、大和神社（1番）だけである。むしろそれにあたるものは、宮座講など、同じ祭祀組織でも加入資格などが比較的緩やかになる講と表現されたのではないかと考える。

ただ、宮座講という呼び名を、現在聞くことはほとんどない。これはおそらく学術用語としての宮座が定着したためであり、それ以前の状況を伝える昭和四年の宮座調査資料は、その点からも貴重である。

今回は、奈良県庁文書に残る二つの宮座調査資料について、特に昭和四年の宮座の記述を中心に紹介してきたが、これらの資料の回答には、宮座の祭りに関する記述があり、その中には、現在すでに行われなくな

った儀礼のことも記されている。それらについてはまだ地元で伝承を聞くことができるものも多く、もとの儀礼の姿を把握するためにこれらの資料は有効な手がかりとなる。今後は、資料の記述をもとに現地調査を行って、奈良県内の宮座の祭りや儀礼についてさらに分析を進めたい。

註

- ① 奈良県史編集委員会編『奈良県史』第一三巻・民俗（下）、名著出版、一九八八年。
- ② 中田太造著『大和の村落共同体と伝承文化』（名著出版、一九九一年）。なお、ここには『奈良県史』では、第一節に載っている「大和の宮座——その年齢階梯制——」（一九八三年初出）と合体した形でリストが載っている。
- ③ これら以外に、『史料と伝承』三号、四号（一九八一年）、六号（一九八二年）、七号（一九八四年）に、『宮座資料』内容総目録（上）・中）・（下）・（下ノ二）として、『宮座調査』の目録と「神社を中心とする村落調査報告」の滋賀県の目録が載っている。
- ④ 肥後和男著『近江に於ける宮座の研究』（『東京文理科大学紀要』第一六巻、一九三八年）、『宮座の研究』八〇—一〇ページ、（一九四一年、弘文堂一九七〇年復刊）
- ⑤ 黒田一充編『神社を中心とする村落生活調査報告（二）』（三）大阪府・兵庫県』（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所センター、二〇〇七—一〇年）。
- ⑥ これら各府県での調査票の質問項目の変化については、拙稿「肥後和男の宮座調査資料」（『神社を中心とする村落生活調査報告（二）』——大阪府

北河内郡・中河内郡・南河内郡』二〇〇八年）に一覽表をまとめて解説している。

⑦ なお、昭和十年十二月二十七日に発行された『奈良県報（公報）』（一五八号）には、この件は記載されていない。

⑧ 註④参照、『宮座の研究』九ページ。

⑨ この問題については、大和の宮座文書の調査が不可欠である。例えば筆者の調査した明日香村小山の杵築神社では、文化十三年の「宮講中覚書」が残っているなど、江戸時代にも講は使われていた。

その一方で、大和郡山市矢田の矢田坐久志玉比古神社（11番）では、東座・西座・丸尾座などがあり、調査の回答には記されていないが、東座は左座と右座に分かれている。その左座に引き継がれている座中箱の中に算用帳が残されている。江戸時代の文書として「文久元年（一八六一）西年 宮田算用帳」「元治元年（一八六四）子年宮座算用帳」「慶応元丑年（一八六五）宮座算用帳」などが残っている。明治に入ると、明治二年（一八六九）宮田算用帳」「明治八年宮座算用帳」と宮座と表記されていたものが、「明治二十二年宮講中諸入費算用帳」「明治二十八年座中順番名前帳」として宮座ではなく、宮講中や座中と記されるように変化していることがうかがえる（この宮座文書は、奈良県立民俗博物館の平成二二年度冬の企画展「大和郡山市の祭りと行事」で展示された）。

⑩ 中山太郎「座源流考」（『歴史地理』二九一・三・四、一九一八年）、同「宮座の研究」（『社会学雑誌』六、一九二四年）。

⑪ 平泉澄「神社を中心とする自治団体の結合と統制」（神道攷究会編『神道講座』第四冊・歴史篇、一九三〇年。原書房 一九八一年復刊）。

⑫ 豊田武「宮座の発達とその変質」一九三六年、「中世に於ける神社の祭祀組織について」一九四二年（どちらも、豊田武著作集第五巻『宗教制度史』

に収録、吉川弘文館、一九八二年）。

⑬ 中川政治「近畿に於ける宮座の研究と古代村落の社会形態」（『國學院雑誌』三三・八・九、一九二七年）。

⑭ 柳田国男編『山村生活の研究』（民間伝承の会、一九三七年）。なお、この中の「五一 神事の座席」で、大藤時彦が宮座について触れている。

⑮ 山村調査の調査項目については、「郷土生活研究採集手帖」（昭和九〜十一年度）がつくられた（比嘉春潮・大間知篤三・柳田国男・守随一編『山村海村民俗の研究』名著出版、一九八四年に収録）。昭和十一年度に追加された「七八 宮座」の項目には、神事の座席と年齢階梯制の関係を調査するよう記されている。

⑯ 関敬吾「宮座に就いて——主として江州東小椋の村落生活と関連して——」（『山村生活調査第二回報告書』一九三六年、『山村海村民俗の研究』に収録）。

⑰ 辻本好孝著『和州祭祀記』（一九四四年。名著出版、一九七九年復刊）。

⑱ 大阪府編輯『大阪府官幣社現行特殊慣行神事』一九三〇年。

⑲ 大阪府学務部（野本稔尋編）『大阪府郷社現行特殊慣行神事』（一九三四年）。

⑳ 大阪府編『大阪府神社史資料』（一九三三年。大阪府神社庁から上・下巻で一九八六年に復刻）。

㉑ 兵庫県神職会編『兵庫県神社誌』（全四冊、一九三七〜四〇年。臨川書店、一九八四年復刊）。

